第4　生活環境安全

第4 生活環境安全

1 薬事

(1) 薬事衛生

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「麻薬及び向精神薬取締法」等に基づき、薬局、医薬品販売業、麻薬小売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可申請、諸届出や管理医療機器販売業・貸与業の諸届出に関する事務を行うとともに、保健衛生上の危害を未然に防止するため、これらの施設の構造設備、管理状況、広告等について監視指導を実施している。

特に、薬局については、平成28年10月1日より届出が開始された「健康サポート薬局」制度を含め、薬剤師会等と連携し、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進のための取組を行っている。

〔表1-1〕薬事関係施設数及び監視指導件数

業種			施設数							新規	廃止	更新	諸届	監視指導件数
			令和6年度末	令和7年度末	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市					
医薬品	薬局		364	373	96	68	45	55	109	26	17	50	1,786	282
医薬品	販売業	店舗販売業	140	141	35	29	15	24	38	7	6	13	580	58
医薬品	販売業	卸売販売業（一般）	15	15	5	2	2	1	5	－	－	－	9	4
医薬品	販売業	卸売販売業(歯科･ガス)	7	6	2	1	1	2	－	－	1	－	2	－
医薬品	薬局製剤製造業		15	15	4	2	3	4	2	1	1	3	3	5
医薬品	薬局製剤製造販売業		15	15	4	2	3	4	2	1	1	3	5	6
医薬品	麻薬小売業		320	327	79	61	40	51	96	24	17	133	911	193
医薬品	向精神薬販売業		386	394	103	71	48	58	114	26	18	・	3	286
医薬品	覚醒剤原料取扱薬局 ※注		364	373	96	68	45	55	109	26	17	・	61	282
高度管理医療機器販売業			344	352	82	66	43	62	99	19	11	34	196	123
高度管理医療機器貸与業			229	234	56	44	29	46	59	12	7	23	124	75
管理医療機器販売業			1,916	1,959	525	362	202	311	559	83	40	・	63	344
管理医療機器貸与業			624	637	163	120	73	99	182	41	28	・	9	344
化粧品販売業			526	535	138	100	63	82	152	33	24	・	・	344
医薬部外品販売業			526	535	138	100	63	82	152	33	24	・	・	344
毒物劇物	販売業	一般販売業	82	83	22	18	11	13	19	4	3	9	17	29
毒物劇物	販売業	農業用品目販売業	6	6	－	1	1	1	3	－	－	－	1	7
毒物劇物	販売業	特定品目販売業	6	5	2	－	－	2	1	－	1	1	1	3
毒物劇物	業務上取扱者	届出 電気めっき業	4	4	1	3	－	－	－	－	－	・	－	4
毒物劇物	業務上取扱者	届出 金属熱処理業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
毒物劇物	業務上取扱者	届出 しろあり防除業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
毒物劇物	業務上取扱者	非届出 工場・研究所	55	58	9	14	6	22	7	3	・	・	・	2
毒物劇物	業務上取扱者	非届出 学校	143	143	38	28	17	26	34	・	・	・	・	・
総数			6,087	6,210	1,598	1,160	710	1,000	1,742	339	216	269	3,771	2,735

※注　覚醒剤取締法第30条の7の第7号に規定する者の薬局

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器について、その品質、有効性及び安全性の確保のため、これらを収去し、承認規格試験等を実施している。

〔表1-2〕収去品試験結果

年　度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
品　目	医療用医薬品　－ 医薬部外品　2 化粧品　1 医療機器　1 計 4 品目	医療用医薬品　－ 医薬部外品　2 化粧品　1 医療機器　－ 計 3 品目	医療用医薬品　1 医薬部外品　1 化粧品　1 医療機器　1 計 4 品目
結　果	全て適	全て適	全て適

(2)　毒物・劇物

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業の登録及び各種届出等に関する事務を行うとともに、事業者に対する立入調査を実施し、毒物劇物の譲渡・譲受、貯蔵設備、取扱い等について監視指導し、毒物劇物による事故の未然防止に努めている。

また、無機シアン化合物を使用する電気めっき事業者（毒物劇物業務上取扱者）については、毎年、事業所からの工場廃水を採水し、規制物質であるシアン含有の有無を検査している。

〔表1-3〕シアン化合物を使用している電気めっき事業所の廃水検査

年　　度	施設数	採水件数	検査結果（基準1ppm 以下）	
			1ppm 以下	1ppm 超
令　和　5　年　度	4	4	4	－
令　和　6　年　度	4	4	4	－
令　和　7　年　度	4	4	4	－

(3)　家庭用品

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、小売店から家庭用品を試買し、ホルムアルデヒドなどの有害物質含有の有無等について試験検査を行っている。

〔表1-4〕家庭用品試買結果

年　　度	監視店舗数（試買品目）	結果
令　和　5　年　度	13店舗（52品目）	全て適
令　和　6　年　度	9店舗（52品目）	全て適
令　和　7　年　度	9店舗（52品目）	全て適

(4)　薬物乱用防止

薬物乱用防止推進地区協議会や学校薬剤師会等の団体へのビデオ・DVD、薬物見本の貸出、パンフレットの提供等必要な支援を行い、薬物乱用防止の啓発に努めている。

6月の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環としてJR東日本の駅、都立事業所、小平市指定喫煙コーナー、公共施設等にポスターの掲示を行っている。また、令和5年度に新たに作成した薬物乱用防止の啓発ポスターを活用するとともに、管内各市、警察署、大学、小中学校等に掲示を依頼し、啓発活動を実施した。

不正大麻・けし撲滅運動実施要領に基づき、管内を巡回し、自生している不正けしの除去を行っている。また、令和5年度に新たに作成した不正けしの啓発ポスターを令和7年度も公共機関、警察署、大学、小中学校等に掲示の協力を仰ぎ、住民に対して不正けしの見分け方について周知した。

〔表1-5〕けし抜去本数

年　度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本　数	110 本	36 本	11 本

(5)　薬剤師免許

薬剤師の免許申請等の受理及び免許証の交付事務を行っている。

また、薬剤師の2年ごとの届の受理も行っている。

〔表1-6〕薬剤師免許受付件数

区分	令和6年度総数	令和7年度総数	新規	籍訂正	書換交付	再交付	消除	その他
薬剤師	148	151	74	37	35	2	2	1

(6)　講習会

薬事関係法令の遵守を目的とし、制度改正や不適事例等の必要事項を周知するため、毎年度管内の薬局を対象に薬事講習会を実施している。令和7年度は、東京都が設置する5保健所等が合同で実施する講習会の動画をオンラインで配信した（対象約2,800施設）。

その他、医薬用外毒物劇物の取扱いや、医薬品及び医療機器の販売制度などについて、講習会講師を行っている。

〔表1-7〕薬事講習会

実施日	実施内容	対象施設（管内分）
令和8年1月13日～ 令和8年2月13日 （動画配信）	薬局向け 「薬薬連携 （保険薬局の TR の事例と今後の展望）」 講師：公益社団法人東京都薬剤師会 理事　鈴木　真吾　氏 店舗販売業向け 「医薬品医療機器等法の改正について」 講師：東京都保健所職員	薬局370施設 店舗販売業 141施設

2　環境衛生

環境衛生事業は、都民の日常生活に密接に関係する理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場等の環境衛生関係施設及びマンション等に設置されている受水槽などについて、関係法令等に基づき許可、確認及び監視・指導を行っている。これら施設には、立入検査、科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。

また、換気などの室内環境対策、ねずみ・衛生害虫の防除等への技術的な解決方法を助言し、健康的で快適な居住環境の確保を推進している。

(1)　施設と監視指導

〔表2-1〕環境衛生関係施設数・許可・確認・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）

業種	営業施設数							許可・確認届出件数	廃止件数	監視指導件数
	6年度末	令和7年度末								
	総数	総数	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市			
総数	4,627	4,584	1,196	860	422	611	1,495	36	79	1,311
理容所	316	308	91	58	35	40	84	3	11	191
美容所	778	777	171	162	74	111	259	23	24	504
クリーニング所※	268	262	59	53	21	44	85	3	9	163
一般	111	105	19	18	8	20	40	2	7	59
取次所	157	157	40	35	13	24	45	1	2	104
公衆浴場	38	38	13	7	3	5	10	1	1	86
普通	5	5	－	1	－	2	2	－	－	18
その他	33	33	13	6	3	3	8	1	1	68
旅館業	15	16	2	8	－	2	4	2	1	35
旅館・ホテル	15	16	2	8	－	2	4	2	1	35
簡易宿所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
下宿	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
季節営業(再掲)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
興行場	12	12	3	1	3	1	4	－	－	20
映画館	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
多目的使用施設	11	11	3	1	3	1	3	－	－	18
その他	1	1	－	－	－	－	1	－	－	2
仮設興行場	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
プール	150	144	39	32	5	28	40	－	6	175
許可	30	28	5	6	3	5	9	－	2	65
届出	120	116	34	26	2	23	31	－	4	110
水道施設	862	849	203	185	94	133	234	－	13	68
専用水道	33	32	10	7	6	3	6	－	1	66
簡易専用水道	829	817	193	178	88	130	228	－	12	2
小規模貯水槽水道等	2,055	2,045	569	332	176	229	739	3	13	44
特定	431	424	119	56	52	64	133	1	8	44
特定外	1,624	1,621	450	276	124	165	606	2	5	－
温泉利用施設	4	4	2	－	－	2	－	－	－	4
特定建築物	129	129	44	22	11	16	36	1	1	21

※小平市の取次所には、無店舗取次店を1施設含む。一般から取次所に変更になった１施設のため確認件数・廃止件数にない１施設数の増減あり。

〔表2-2〕環境衛生関係施設・届出・廃止・調査指導件数（要綱に基づく施設）

業種	施設数							届出件数	廃止件数	調査指導件数
	6年度末	令和7年度末								
	総数	総数	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市			
総数	280	272	51	45	9	62	105	4	12	141
コインランドリー	86	86	22	15	7	17	25	4	4	91
コインシャワー	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲用井戸等	194	186	29	30	2	45	80	－	8	50

(2) 環境衛生関係施設の科学検査

施設の衛生状況を把握するため、環境衛生関係施設の科学検査を実施した。検査の結果、不適合となった項目は、原因究明を行い適正な衛生管理を指導した。

ア 理容所・美容所の空気検査

夏期と冬期の冷暖房時は、作業室内が換気不足になり空気環境が悪化することがあるため、理容所・美容所の空気検査を実施した。

〔表2-3〕理容所・美容所の空気検査

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数（延数）			
					適合	不適合	夏期		冬期	
							炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所	68	67	1	68	67	1	－	－	1	－
美容所	160	159	1	160	159	1	－	－	－	1
					基準(指導基準)		0.5%以下	(10ppm 以下)	0.5%以下	(10ppm 以下)

イ クリーニング所の空気検査

洗濯溶剤として塩素系有機化学物質のテトラクロロエチレンを使用しているクリーニング所において、洗場の空気検査を実施した。

〔表2-4〕クリーニング所の空気検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数(延数)
				適合	不適合	テトラクロロエチレン
5	5	－	5	5	－	－
				指導基準		25ppm 以下

ウ 貸おしぼり検査

不特定多数の人が反復継続して使用する貸おしぼりについて、貸おしぼり業（リネン）を営む施設から検体を収去し、細菌検査等を実施した。

〔表2-5〕貸おしぼり検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適数(延数)				
				適合	不適合	変色	異臭	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	一般細菌数
2	2	－	4	4	－	－	－	－	－	－
				指導基準		ないこと		検出されないこと		10万個/枚以下

エ　公衆浴場の検査

公衆浴場の衛生確保を図るため、普通公衆浴場（銭湯）及びその他の公衆浴場（ヘルスセンター、スポーツ施設等）を対象に、浴槽水の水質検査を実施した。

〔表2-6〕公衆浴場の検査

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数（延数）				
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	遊離残留塩素濃度	レジオネラ属菌
普通	5	4	1	31	30	1	－	－	－	－	1
その他	24	20	4	132	120	12	－	－	1	9	2
					基　準		5度以下	25mg/L以下	1個/mL以下	0.4mg/L以上	検出されないこと*

＊ 検出の下限を10CFU/100mL とした精度で試験を行った時の検出の下限（10CFU/100mL）未満をいう。

オ　興行場の空気検査

興行場（市民ホール等）を対象に、観覧場の空気検査を実施した。

〔表2-7〕興行場の空気検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数（延数）			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照　度
24	23	1	55	47	8	－	－	8	－
				基　準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m^3以下	＊

＊場内において映写中または演技中は0.2ﾙｸｽ以上、休憩中は20ﾙｸｽ以上

カ　プールの検査

許可プール及び学校プールのうち、加温装置を使用しているプールを対象として、夏期は主に屋外プール、冬期には屋内プールに対して、水質検査等を実施した。

また、プール経営者及び管理者を対象に衛生管理講習会を開催し、消毒用薬剤の安全管理、プールにおける感染予防などの指導を図った。

〔表2-8〕プールの検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適数(延数)								
				適　合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素濃度	二酸化炭　素	レジオネラ属菌
24	17	7	96	89	7	－	－	2	－	3	－	1	－	3
				基　　準		5.8～8.6	2度以下	12mg/L以下	100mL中に検出されないこと	200 CFU/mL以下	100ﾙｸｽ以上	0.4mg/L以上	0.15%以下	検出されないこと＊

＊ 検出の下限を10CFU/100mL とした精度で試験を行った時の検出の下限（10CFU/100mL）未満をいう。

キ　特定建築物の空気検査

事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等、多数の人が利用する建築物のうち、延べ面積が3,000m²以上（専ら学校教育法第1条に規定する学校等の用途は、8,000m²以上）の特定建築物を立入検査し、室内空気環境測定等を実施した。

〔表2-9〕特定建築物の空気検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査数中		項目別不適数(延数)						
				適　合	不適合	温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド
20	7	13	38	17	21	1	15	－	－	6	－	－
				管理基準		18～28℃	40～70%	0.5m/秒以下	0.15mg/m³以下	1,000ppm以下	6ppm以下	0.1mg/m³(0.08ppm)以下

(3)　飲料水の水質検査

衛生的な飲料水の確保と原水（井水）の状況を把握するため、水道施設（専用水道）及び飲用井戸等において水質検査を実施した。

〔表2-10〕飲料水の水質検査（水道水質基準51項目の水質検査結果）

区　分		施設数	適　合	不適合	項目別不適数							
					大腸菌	一般細菌	色　度	濁　度	pH値	トリクロロエチレン	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	銅及びその化合物
総　数		19	16	3	－	3	－	－	－	－	－	1
飲料水	専用水道	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	井戸水等	19	16	3	－	3	－	－	－	－	－	1
			基　準（水道法）		検出されないこと	100個/mL以下	5度以下	2度以下	5.8～8.6	0.01mg/L以下	10mg/L以下	1.0mg/L以下

※専用水道については、水道法の水質基準改正を視野にPFOS関連の調査のみ実施

(4)　相談・苦情

都民から寄せられる環境衛生関係施設の衛生状態、飲料水、生活環境に関する相談等に応じている。なお、必要に応じて現場調査を実施し、問題解決を図っている。

〔表2-11〕内容別相談・苦情件数

総数	営業関係	特定建築物	生活環境							飲料水					その他
			小計	化学物質	空気・カビ	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	小計	法適用施設	小規模貯水槽施設	井戸等	その他	
1,055	564	126	109	4	3	－	81	6	15	239	112	105	20	2	17

(5)　入浴施設及びプール等におけるレジオネラ症防止対策

公衆浴場及び旅館業において、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽（循環式浴槽）やプールにおいて、加温装置を設けて温水を循環させる貯水槽の維持管理状況の点検結果、遊離残留塩素濃度測定記録、レジオネラ属菌検査結果（実施月）等の管理状況の報告を毎月求めるとともに、毎年レジオネラ症防止対策講習会を開催し、自主管理の徹底を図っている。

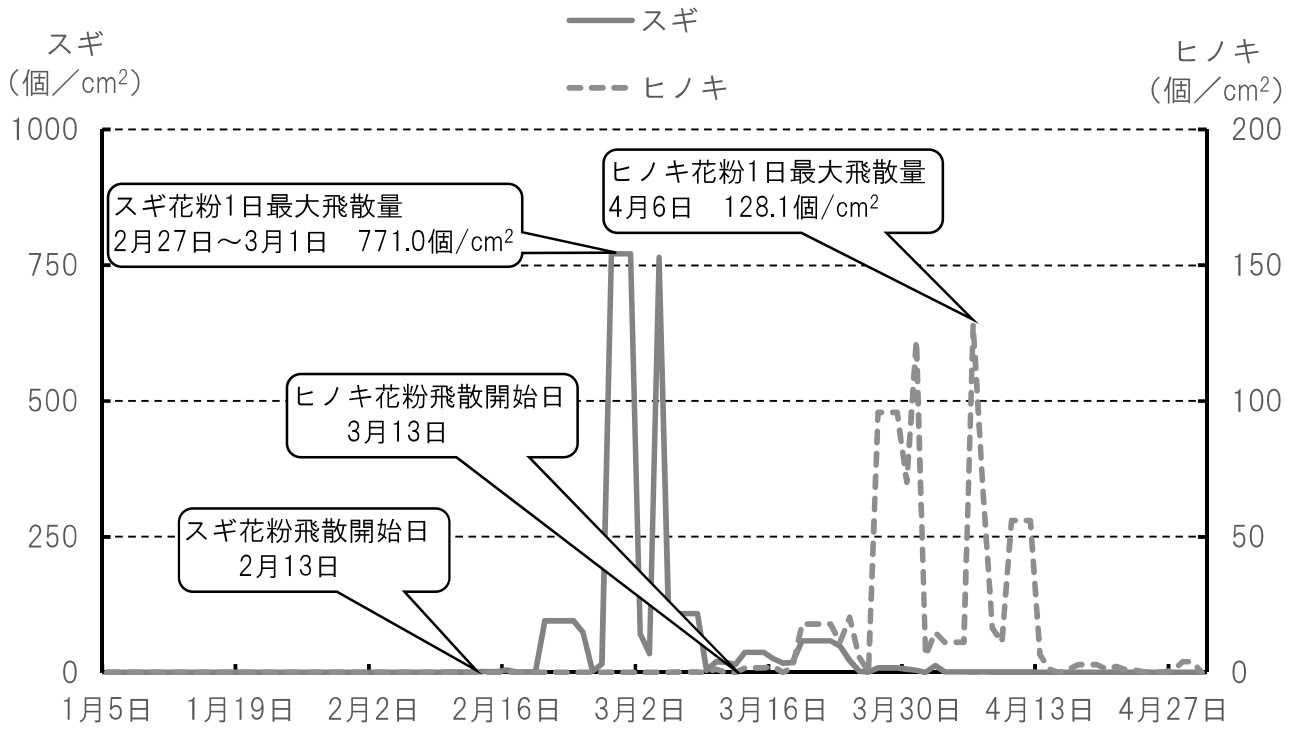
また、社会福祉施設等においてもレジオネラ症防止対策を図るため、レジオネラ属菌が発生しやすい循環式浴槽、循環給湯シャワー、冷却塔等の衛生的な維持管理について相談対応等助言に努め、自主管理の推進を図っている。

(6)　飛散花粉数調査

くしゃみ、目のかゆみなどのアレルギー症状を引き起こすスギ・ヒノキ等の飛散花粉数調査を保健所屋上に設置したダーラム式花粉捕集器で採取計測している。令和8年1月5日から同年4月30日までのスギ・ヒノキの飛散花粉数の合計は5,774.5個／cm²であった。当保健所における飛散のピークは、スギは2月27日～3月1日(771.0個／cm²)、ヒノキは4月6日(128.1個／cm²)であった。

令和8年春の飛散花粉数は、令和7年春の約2.5倍となり、飛散花粉数予測最大値(4,000個/cm²)を上回る値であった。

〔図2〕スギ、ヒノキ飛散花粉数(令和8年1月5日から4月30日まで)



3　食品衛生

飲食による危害発生を未然に防止し都民の食生活の安全を確保するため、食品関係営業施設に対する許可、監視・指導、流通食品の検査等を行うとともに、食中毒や有症苦情などの発生時にはその原因食品及び病因物質の調査を迅速かつ的確に行い、被害の拡大防止や再発防止に努めている。

平成30年の食品衛生法の改正により、令和3年6月に許可業種の再編及び新たな営業届出制度の創設がなされ、HACCP に沿った衛生管理が制度化された。HACCP に沿った衛生管理の導入及び定着に向けて、各食品等事業者の業態や特性等に応じたきめ細やかな支援を実施している。

また、食品衛生講習会の実施や食品衛生情報誌の発行を行うとともに、食品衛生推進員や自治指導員の協力による衛生指導を実施し、食品関係事業者や消費者に対して食品衛生知識の向上を図っている。

さらに、保健所計画事業として、令和7年度は食中毒調査の迅速化・効率化を図るために DX の活用を進めた。

(1)　営業施設、許可数、監視指導件数

[表3-1]改正前食品衛生法第52条等に規定する営業

区　分		令和6年度末営業所数	許可件数 新規							許可件数 更新						
			小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計
飲食店営業	旅館・ホテル	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	バー・キャバレー	22	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	一般飲食店	1,117	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	民生食堂	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	すし屋	45	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	そば屋	43	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	仕出し屋	22	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	弁当屋	106	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	そう菜店	100	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	コンビニエンスストア	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	移動	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	臨時	10	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	許可ある集団給食	180	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	自動車	27	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	自動販売機	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	天ぷら船	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	屋形船	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	1,678	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
喫茶店営業	店舗	30	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	自動販売機	52	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	自動車	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	82	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
菓子製造業	パン製造業	64	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	生菓子製造業	82	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	その他の菓子製造業	130	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	移動	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	臨時	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	自動車	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	282	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
あん類製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
アイスクリーム類製造業		16	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
乳処理業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
特別牛乳さく取処理業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
乳製品製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
集乳業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食肉処理業		10	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食肉販売業(一般)		82	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食肉製品製造業		7	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
魚介類販売業	一般	65	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	移動販売車	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	67	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
魚介類せり売業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
魚肉ねり製品製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食品の冷凍業		8	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食品の放射線照射業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
清涼飲料水製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
乳酸菌飲料製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
氷雪製造業	氷雪製造業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	(自動角氷製造機)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	(自動販売機)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食用油脂製造業	動物性油脂	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	植物性油脂	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
マーガリン又はショートニング製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
みそ製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
しょうゆ製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
ソース類製造業		2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
酒類製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豆腐製造業		7	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
納豆製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
めん類製造業		13	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
そうざい製造業		16	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
かん詰又はびん詰食品製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
添加物製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
合　計		2,279	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	ふぐ取扱所	12	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
生食用食肉取扱施設		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

区分		廃業数							令和7年度末営業所数							監視件数
		小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	
飲食店営業	旅館・ホテル	−	2	−	−	−	−	2	1	1	−	−	−	−	2	2
	バー・キャバレー	−	2	1	1	2	−	6	3	7	2	−	4	−	16	8
	一般飲食店	106	110	32	70	163	−	481	151	152	69	97	167	−	636	331
	民生食堂	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	すし屋	−	5	1	4	−	−	10	11	8	2	5	9	−	35	16
	そば屋	−	4	3	4	2	−	13	8	9	3	1	9	−	30	25
	仕出し屋	3	2	−	−	2	−	7	2	4	1	3	5	−	15	6
	弁当屋	6	10	2	11	6	−	35	18	12	10	7	24	−	71	29
	そう菜店	4	5	2	5	8	−	24	23	10	7	13	23	−	76	39
	コンビニエンスストア	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	1	−
	移動	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	臨時	−	−	−	−	−	8	8	−	−	−	−	−	2	2	5
	許可ある集団給食	11	18	3	4	4	−	40	32	24	13	23	48	−	140	62
	自動車	−	−	−	−	−	16	16	−	−	−	−	−	11	11	2
	自動販売機	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1	−
	天ぷら船	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	屋形船	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	130	158	44	99	187	24	642	249	228	107	149	290	13	1,036	525
喫茶店営業	店舗	7	−	2	3	−	−	12	2	6	2	4	4	−	18	5
	自動販売機	14	11	8	9	7	−	49	−	1	1	−	1	−	3	−
	自動車	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	21	11	10	12	7	−	61	2	7	3	4	5	−	21	5
菓子製造業	パン製造業	4	4	2	7	9	−	26	4	9	9	7	9	−	38	18
	生菓子製造業	3	6	3	4	9	−	25	18	16	4	4	15	−	57	35
	その他の菓子製造業	15	10	4	12	16	−	57	17	18	9	18	11	−	73	21
	移動	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	臨時	−	−	−	−	−	3	3	−	−	−	−	−	1	1	2
	自動車	−	−	−	−	−	1	1	−	−	−	−	−	1	1	−
	小計	22	20	9	23	34	4	112	39	43	22	29	35	2	170	76
あん類製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	1	−
アイスクリーム類製造業		4	2	−	1	1	−	8	−	1	1	2	4	−	8	1
乳処理業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
特別牛乳さく取処理業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
乳製品製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	1	−
集乳業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食肉処理業		1	1	3	−	−	−	5	2	1	1	−	1	−	5	3
食肉販売業(一般)		3	6	2	3	6	−	20	19	9	6	10	18	−	62	39
食肉製品製造業		−	−	−	1	−	−	1	−	−	2	2	2	−	6	5
魚介類販売業	一般	5	9	1	5	3	−	23	11	9	1	5	16	−	42	28
	移動販売車	−	−	−	−	−	2	2	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	5	9	1	5	3	2	25	11	9	1	5	16	−	42	28
魚介類せり売業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	1	−
魚肉ねり製品製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1	−
食品の冷凍業		−	−	−	−	−	−	−	1	3	−	1	3	−	8	1
食品の放射線照射業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
清涼飲料水製造業		−	1	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−
乳酸菌飲料製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
氷雪製造業	氷雪製造業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	(自動角氷製造機)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	(自動販売機)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食用油脂製造業	動物性油脂	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	植物性油脂	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
マーガリン又はショートニング製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
みそ製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
しょうゆ製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
ソース類製造業		1	−	−	−	−	−	1	−	1	−	−	−	−	1	1
酒類製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	1	1
豆腐製造業		1	1	−	−	−	−	2	2	2	−	−	1	−	5	4
納豆製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	1	−
めん類製造業		1	1	1	2	2	−	7	1	−	2	2	1	−	6	−
そうざい製造業		3	−	−	−	−	−	3	−	6	1	1	5	−	13	6
かん詰又はびん詰食品製造業		−	1	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−
添加物製造業		−	−	−	1	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	1
合計		192	211	70	147	240	30	890	326	313	146	207	382	15	1,389	696
ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	ふぐ取扱所	−	1	−	1	2	−	4	3	1	2	1	1	−	8	13
生食用食肉取扱施設		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

[表3-2]改正後食品衛生法第55条に規定する営業

区分		令和6年度末営業所数	許可件数													
			新規							更新						
			小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計
飲食店営業	一般飲食店	2,510	151	144	63	95	188	−	641	−	−	−	−	−	−	−
	集団給食	220	22	18	8	5	12	−	65	−	−	−	−	−	−	−
	自動車	165	−	−	−	−	−	40	40	−	−	−	−	−	−	−
	簡易	9	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	移動	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	臨時	63	−	−	−	−	−	21	21	−	−	−	−	−	−	−
	天ぷら船	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	屋形船	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	2,967	173	162	71	100	200	61	767	−	−	−	−	−	−	−
調理機能を有する自動販売機		24	1	3	−	−	1	−	5	−	−	−	−	−	−	−
食肉販売業		59	5	6	1	4	5	−	21	−	−	−	−	−	−	−
魚介類販売業		67	10	6	1	6	5	−	28	−	−	−	−	−	−	−
魚介類競り売り営業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
集乳業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
乳処理業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
特別牛乳搾取処理業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食肉処理業	一般	2	−	−	2	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−	−
	自動車	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	2	−	−	2	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−	−
食品の放射線照射業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
菓子製造業		339	23	17	9	19	28	−	96	−	−	−	−	−	−	−
アイスクリーム類製造業		6	2	−	−	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−	−
乳製品製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
清涼飲料水製造業		3	−	1	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−
食肉製品製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
水産製品製造業		6	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
氷雪製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
液卵製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食用油脂製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
みそ又はしょうゆ製造業		2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
酒類製造業		2	−	1	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−
豆腐製造業		12	1	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−
納豆製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
麺類製造業		15	1	2	1	−	2	−	6	−	−	−	−	−	−	−
そうざい製造業		49	4	−	−	3	1	−	8	−	−	−	−	−	−	−
複合型そうざい製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
冷凍食品製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
複合型冷凍食品製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
漬物製造業		24	−	−	1	2	−	−	3	−	−	−	−	−	−	−
密封包装食品製造業		12	3	1	−	1	−	−	5	−	−	−	−	−	−	−
食品の小分け業		5	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
添加物製造業		−	−	−	−	1	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−
合計		3,597	223	199	86	136	242	61	947	−	−	−	−	−	−	−

区分		廃業数							令和7年度末営業所数							監視件数
		小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	
飲食店営業	一般飲食店	32	21	12	16	31	−	112	679	725	301	426	908	−	3,039	1,204
	集団給食	6	1	1	−	5	−	13	99	51	34	29	59	−	272	134
	自動車	−	−	−	−	−	3	3	−	−	−	−	−	202	202	73
	簡易	−	−	−	−	1	−	1	2	1	2	−	3	−	8	−
	移動	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	臨時	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	84	84	41
	天ぷら船	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	屋形船	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	38	22	13	16	37	3	129	780	777	337	455	970	286	3,605	1,452
調理機能を有する自動販売機		3	−	−	−	2	−	5	9	9	1	4	1	−	24	5
食肉販売業		−	−	−	−	−	−	−	19	23	4	14	20	−	80	66
魚介類販売業		1	−	1	−	1	−	3	26	16	5	17	28	−	92	90
魚介類競り売り営業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
集乳業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
乳処理業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
特別牛乳搾取処理業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食肉処理業	一般	−	−	−	−	−	−	−	−	1	3	−	−	−	4	3
	自動車	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	小計	−	−	−	−	−	−	−	−	1	3	−	−	−	4	3
食品の放射線照射業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
菓子製造業		4	−	1	−	4	−	9	105	66	50	85	120	−	426	201
アイスクリーム類製造業		−	−	−	−	−	−	−	4	1	−	−	3	−	8	6
乳製品製造業		−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	1	−
清涼飲料水製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	3	−	1	−	−	4	2
食肉製品製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
水産製品製造業		−	−	−	−	−	−	−	2	2	−	−	2	−	6	2
氷雪製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
液卵製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食用油脂製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	1	−
みそ又はしょうゆ製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	1	−	2	−
酒類製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	2	−	−	1	−	3	3
豆腐製造業		−	−	−	−	−	−	−	1	4	−	4	4	−	13	18
納豆製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
麺類製造業		−	−	−	−	−	−	−	2	8	2	4	5	−	21	13
そうざい製造業		−	1	−	−	1	−	2	18	9	1	10	17	−	55	19
複合型そうざい製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
冷凍食品製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	1	−
複合型冷凍食品製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
漬物製造業		−	−	−	−	−	−	−	6	4	4	9	4	−	27	9
密封包装食品製造業		−	−	−	−	−	−	−	8	3	3	3	−	−	17	15
食品の小分け業		−	−	−	−	−	−	−	−	1	2	1	1	−	5	−
添加物製造業		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	1	2
合計		46	23	15	16	45	3	148	981	931	412	609	1,177	286	4,396	1,906

［表3-3］ 改正後食品衛生法第57条に規定する営業等

区分			令和6年度末営業所数	届出件数					
				小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	小計
改正後食品衛生法第57条に規定する営業	旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装)	52	－	－	－	－	－	－
		食肉販売業(包装)	62	2	－	－	－	－	2
		乳類販売業	324	3	－	－	－	1	4
		氷雪販売業	3	－	－	－	－	－	－
		コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	267	46	－	3	－	1	50
		小計	708	51	－	3	－	2	56
	販売業	弁当販売業	49	10	15	1	－	－	26
		野菜果物販売業	117	7	3	3	－	9	22
		米穀類販売業	21	1	－	－	－	1	2
		通信販売・訪問販売	3	－	2	－	－	－	2
		コンビニエンスストア	283	5	3	1	－	9	18
		百貨店、総合スーパー	185	13	2	1	－	6	22
		自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	202	14	2	4	－	13	33
		その他の食料・飲料販売業	720	78	25	16	－	32	151
		小計	1,580	128	52	26	－	70	276
	製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	－	－	－	－	－	－	－
		いわゆる健康食品の製造・加工業	4	－	－	－	－	－	－
		コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	70	8	3	－	－	3	14
		農産保存食料品製造・加工業	10	－	－	－	－	－	－
		調味料製造・加工業	35	5	2	1	－	1	9
		糖類製造・加工業	－	－	－	－	－	－	－
		精穀・製粉業	17	1	－	－	－	－	1
		製茶業	7	－	－	－	－	－	－
		海藻製造・加工業	1	－	－	－	－	－	－
		卵選別包装業	2	－	－	－	－	－	－
		その他の食料品製造・加工業	43	3	3	3	－	3	12
		小計	189	17	8	4	－	7	36
	上記以外のもの	行商	23	1	1	－	－	2	4
		集団給食施設	361	4	1	－	－	4	9
		器具容器包装の製造・加工業(合成樹脂製に限る)	3	－	－	－	－	－	－
		露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	－	－	－	－	－	－	－
		その他	5	－	－	－	－	－	－
		小計	392	5	2	－	－	6	13
	合計		2,869	201	62	33	－	85	381
公衆衛生に与える影響が少ない営業			167	22	1	－	－	－	23
合計			3,036	223	63	33	－	85	404
ふぐの取扱い規制条例に規定する営業		ふぐ取扱所	23	－	1	－	1	2	4
生食用食肉取扱施設			1	－	－	－	－	－	－

廃業数						令和7年度末営業所数						監視件数
小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	小計	
－	2	1	4	6	13	10	7	6	10	6	39	6
－	3	1	3	7	14	15	7	5	16	7	50	10
5	7	－	8	9	29	79	56	38	54	72	299	28
－	－	－	－	－	－	1	－	1	1	－	3	－
4	1	－	2	5	12	129	48	36	35	57	305	4
9	13	2	17	27	68	234	118	86	116	142	696	48
1	1	1	－	－	3	15	27	12	2	16	72	－
－	1	3	－	2	6	26	25	16	22	44	133	16
－	1	－	－	1	2	6	5	－	6	4	21	1
－	－	－	－	－	－	1	2	－	1	1	5	－
4	3	1	3	4	15	84	48	33	34	87	286	57
2	2	－	2	3	9	59	36	12	42	49	198	124
4	2	1	2	7	16	69	43	16	27	64	219	2
11	5	2	12	12	42	237	151	80	135	226	829	133
22	15	8	19	29	93	497	337	169	269	491	1,763	333
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	1	1	2	－	4	6
－	1	－	－	－	1	26	14	7	9	27	83	3
－	－	－	－	－	－	5	2	2	1	－	10	2
1	1	－	－	1	3	10	10	4	5	12	41	7
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	3	3	－	2	10	18	1
－	－	－	－	1	1	2	1	－	1	2	6	－
－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	1	－
－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	1	2	1
－	－	－	－	－	－	16	12	9	4	14	55	4
1	2	－	－	2	5	63	44	23	24	66	220	24
－	－	－	－	－	－	6	13	1	2	5	27	－
7	4	3	－	2	16	99	61	54	45	95	354	111
－	－	－	－	－	－	－	1	1	1	－	3	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	1	3	－	1	－	5	－
7	4	3	－	2	16	106	78	56	49	100	389	111
39	34	13	36	60	182	900	577	334	458	799	3,068	516
8	－	－	－	－	8	48	28	27	24	55	182	39
47	34	13	36	60	190	948	605	361	482	854	3,250	555
－	－	－	－	2	2	2	9	2	3	9	25	42
－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	1	－

(2) 食品別収去検査

[表3-4]食品別収去検査成績（健康安全研究センター等送付分）

項目　食品分類		合　計			細菌検査			化学検査		
		合　計	良	不良	合　計	良	不良	合　計	良	不良
魚介類等	魚介類	16	16	−	16	16	−	−	−	−
	魚介類加工品	16	16	−	6	6	−	10	10	−
冷凍食品	無加熱摂取	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	凍結前加熱済　・加熱後摂取	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	凍結前未加熱　・加熱後摂取	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	生食用冷凍鮮魚介類	−	−	−	−	−	−	−	−	−
肉・卵類及びその加工品		14	14	−	8	8	−	6	6	−
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	乳製品	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	乳類加工品	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	アイスクリーム類・氷菓	8	8	−	8	8	−	−	−	−
農産物等	穀類及びその加工品	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	野菜類・果物及びその加工品	17	17	−	16	16	−	1	1	−
菓　子　類		44	44	−	32	32	−	12	12	−
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	16	16	−	8	8	−	8	8	−
	酒精飲料	8	8	−	4	4	−	4	4	−
	氷雪	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	水	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他の食品	缶詰・びん詰	4	4	−	−	−	−	4	4	−
	調味料	12	12	−	6	6	−	6	6	−
	そうざい類及びその半製品	71	71	−	56	56	−	15	15	−
	上記以外の食品	12	12	−	12	12	−	−	−	−
添加物	別表第２の添加物及び製剤	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	その他添加物	−	−	−	−	−	−	−	−	−
器具等	器具及び容器包装	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	おもちゃ	−	−	−	−	−	−	−	−	−
合計		238	238	−	172	172	−	66	66	−

(3) 食品・器具・手指の検査

[表3-5]食品・器具・手指の検査（保健所実施分）

区　分	検査数	細　菌　検　査		化　学　検　査	
		良	不　良	良	不　良
総　数	3,101	2,930	171	−	−
食　品	80	79	1	−	−
調理器具	512	508	4	−	−
手　指	1,388	1,227	161	−	−
そ　の　他	1,121	1,116	5	−	−

(4) 食中毒発生状況

[表3-6]食中毒発生状況(当保健所で処理した食中毒事件)

総　数		令和7年度　食中毒発生の内訳				
令和6年度	令和7年度	発生月日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数／喫食数
－	3	5月6日	その他	患者が5月5日に採取し、5月6日に喫食した山菜(バイケイソウ疑い)	植物性自然毒	2／2
		6月23日	不明	鮮魚介類(詳細不明)	アニサキス	1／1
		3月30日	飲食店	3月29日に調理し提供した食事	ノロウイルスGⅡ	15／29

(5) 食中毒関連調査

[表3-7]食中毒関連調査（当保健所管外を原因施設とするもの）

事件数	調　査　対　象　数				
	患者関係				施設関係
	総数	発病状況			
		非発病	発 病		
47	94	59	35		17

(6) 苦情処理

[表3-8] 苦情処理件数

区分	総　数	苦　情　内　容											検　査検体数
		異物混入	腐敗・変敗	カビ	異味・異臭	変色	変質	取扱	表示	有症	施設	その他	
管内	362	46	－	6	18	3	－	34	23	151	31	50	263

(7) 相談

[表3-9] 相談件数

合　計	処 理 の 内 容	
	電話処理	窓口処理
10,063	5,864	4,199

(8) 講習会

[表3-10]講習会開催状況

区分	回数	受講者数
食品衛生実務講習会（A）	3	476
食品衛生実務講習会（B）	38	862
その他	5	273
合　　計	46	1,611

食品衛生実務講習会は、食品関係施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者等を対象とした講習会
食品衛生実務講習会（A）は、保健所等がテーマを企画した特別講習会（2時間以上）
食品衛生実務講習会（B）は、保健所等で許可切替時や、業態別に実施する講習会（1時間以上）

(9) 調理師・製菓衛生師免許申請数

[表3-11]　調理師・製菓衛生師免許申請数

区　　分	申　請　数	
	調理師	製菓衛生師
総　　数	183	31
免　許　申　請	150	27
免許証書換交付申請	17	3
免許証再交付申請	15	1
域　　外	1	－

(10) 縁日・祭礼等の一斉監視

[表3-12]縁日・祭礼等の一斉監視

区　分	回　数	件　数
縁日・祭礼	5	394
夜間営業者	－	－
そ　の　他	－	－

(11) 食鳥検査法に基づく食鳥処理場施設数・監視数

[表3-13]　食鳥処理場施設数・監視数

区　　分	食鳥処理場施設数	監視数
令和6年度総計	6	13
令和7年度総計	5	10
小平市	1	1
東村山市	1	3
清瀬市	1	1
東久留米市	1	2
西東京市	1	3

4　保健栄養

健康増進法及び食品表示法に基づき、専門的栄養指導、特定給食施設指導及び食品関係業者等への指導を行うことで、食環境の整備を図っている。

さらに、市や関係団体等と連携し、地域の食を通した健康づくりを推進している。

(1)　栄養指導

〔表4-1〕個別栄養指導件数

年度	区分		(計) 栄養指導	栄養指導					(再掲) 市町村支援
				(再掲) 病態別			(再掲) 訪問指導	(再掲) 精神	
				生活習慣病	難病	その他疾病			
令和6年度	総数		4	3	－	1	－	－	－
令和7年度	総数		5	1	－	4	－	－	－
	内訳	妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
		乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
		20歳未満	－	－	－	－	－	－	－
		20歳以上	5	1	－	4	－	－	－
小平市	総数		1	－	－	1	－	－	－
	内訳	妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
		乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
		20歳未満	－	－	－	－	－	－	－
		20歳以上	1	－	－	1	－	－	－
東村山市	総数		2	1	－	1	－	－	－
	内訳	妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
		乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
		20歳未満	－	－	－	－	－	－	－
		20歳以上	2	1	－	1	－	－	－
清瀬市	総数		－	－	－	－	－	－	－
	内訳	妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
		乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
		20歳未満	－	－	－	－	－	－	－
		20歳以上	－	－	－	－	－	－	－
東久留米市	総数		1	－	－	1	－	－	－
	内訳	妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
		乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
		20歳未満	－	－	－	－	－	－	－
		20歳以上	1	－	－	1	－	－	－
西東京市	総数		1	－	－	1	－	－	－
	内訳	妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
		乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
		20歳未満	－	－	－	－	－	－	－
		20歳以上	1	－	－	1	－	－	－

(2) 特定給食施設指導

ア 給食施設指導

令和8年3月末日現在の給食施設数は537施設であり、このうち健康増進法第21条第1項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設として、26施設（内訳　病院16、事業所7、社会福祉施設1、その他2）が指定されている。

給食施設のうち、公立学校を除いた458施設に対し、利用者の健康維持増進を図るため、施設の特性に応じた栄養管理が実施できるよう、個別指導（来所、電話、巡回）及び集団指導（栄養管理講習会等）を実施している。

また、地区特定給食研究会（多摩小平地区給食研究会）の活動に対して支援を行っている。

〔表4-2〕給食施設数

種別／市名	総計	学校	病院	介護老人保健施設	児童福祉施設	社会福祉施設	老人福祉施設	寄宿舎	事業所	給食センター	その他（含む自衛隊）
総数	537	104	43	6	169	36	57	23	28	1	70
小平市	156	34	9	1	52	8	13	6	10	－	23
東村山市	100	17	12	1	27	15	13	1	6	－	8
清瀬市	75	15	12	1	21	8	8	－	2	－	8
東久留米市	72	17	4	1	25	3	7	3	3	－	9
西東京市	134	21	6	2	44	2	16	13	7	1	22

〔表4-3〕給食施設指導等件数

年度	区分		総数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回20食以上又は1日50食以上
令和6年度	個別指導延べ施設数		867	411	101	355
		（再掲）巡回指導	20	17	3	－
	集団指導	開催回数	14	・	・	・
		延べ施設数	478	234	57	187
令和7年度	個別指導延べ施設数		783	383	82	318
		（再掲）巡回指導	65	56	3	6
	集団指導	開催回数	16	・	・	・
		延べ施設数	469	258	71	140
小平市	個別指導延べ施設数		194	89	33	72
		（再掲）巡回指導	18	14	2	2
	集団指導	延べ施設数	122	58	26	38
東村山市	個別指導延べ施設数		141	77	27	37
		（再掲）巡回指導	15	13	1	1
	集団指導	延べ施設数	114	75	25	14
清瀬市	個別指導延べ施設数		92	45	4	43
		（再掲）巡回指導	6	6	－	－
	集団指導	延べ施設数	78	31	10	37
東久留米市	個別指導延べ施設数		126	73	5	48
		（再掲）巡回指導	13	12	－	1
	集団指導	延べ施設数	58	46	3	9
西東京市	個別指導延べ施設数		230	99	13	118
		（再掲）巡回指導	13	11	－	2
	集団指導	延べ施設数	97	48	7	42

〔表4-4〕栄養管理講習会実施状況

開催日	対 象	テーマ	講 師	方 法	参加者数
5 月 27 日	保育所・幼稚園等以外	栄養関連情報 届出、栄養管理報告書の注意点 電子申請の方法 令和6年度栄養管理報告書の内容報告	保健所栄養士	集合とオンラインの併用開催	46施設 51人
5 月 29 日	保育所・幼稚園等				33施設 33人
6 月 10 日	全施設	栄養・給食管理の基本 グループワーク	保健所栄養士	集合	21施設 22人
6 月 25 日	全施設	異物混入防止について 厨房における換気、衛生害虫等について 食を通した健康づくりについて	保健所 食品衛生監視員 環境衛生監視員 栄養士	集合とオンラインの併用開催	75施設 85人
7 月 29 日	全施設	「人員不足・物価高騰の今だから学びたい 給食経営管理（FLコスト・献立作成の考え方）」	株式会社生活デザイン研究所 取締役　副社長　小佛　和行　氏	集合とオンラインの併用開催	53施設 57人
8 月 25 日	全施設	「“食べる”を支えるプロフェッショナルへ～評価・食事形態・介助方法・リハビリによる嚥下支援～」	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立多摩北部医療センター 言語聴覚士　佐野　剛雅　氏	集合とオンラインの併用開催	49施設 59人
9 月 8 日	全施設	「乳幼児から学童期までの食物アレルギーと給食対応について」	小児アレルギーエデュケーター、 日本栄養士会小児分野管理栄養士 長谷川　実穂　氏	集合	42施設 43人
10 月 1 日	全施設	「栄養士・管理栄養士が知っておきたい健康食品のこと」	一般社団法人Food Communication Compass 代表　森田　満樹　氏	集合とオンラインの併用開催	30施設 34人
12 月 3 日	全施設	「災害時の食支援～施設に応じた危機管理体制づくり～」	女子栄養大学栄養学部 准教授　久保　彰子　氏	集合	41施設 43人
12 月 16 日	全施設	「減塩、どう取り組む？～食環境と食育の視点から考える～」 【基調講演】「食環境整備から始める減塩の取組～現場で活きる減塩アプローチ～」 【パネルディスカッション】 「各施設における減塩の取組・食育事例発表～減塩支援のヒントを探る～」	【講師】 淑徳大学看護栄養学部栄養学科 講師　坂口　景子　氏 【パネリスト】 小平市健康福祉部健康推進課 保健指導担当 鈴木　栄伊子　氏 清瀬市立清瀬中学校学校栄養職員 大平　加奈子　氏 株式会社大林組技術本部技術研究所 企画管理部総務課 菅　俊輝　氏 エームサービス株式会社 荒船　桃子　氏	集合	32施設 32人
2 月 19 日	全施設	「フレイル対策につなげる高齢者の栄養ケア」	東京都健康長寿医療センター研究所 自立促進と精神保健研究チーム専門副部長 本川　佳子　氏	集合とオンラインの併用開催	22施設 25人
					444施設 484人

イ　地区組織育成・支援

給食の管理運営と技術の向上並びに会員相互の研鑽を図ることを目的に、多摩小平地区給食研究会が組織され、活動している。同研究会の会員に対し、栄養・食生活に関する情報提供を3回実施する等、活動の支援を行っている。

(3)　人材育成

地域の食を通した健康づくりに寄与する人材を育成するため、管内市の食育を推進する担当者、飲食店の調理師等及び地域で活動する栄養士を対象とした研修を実施している。多摩小平地域活動栄養士会に対しては、栄養・食生活に関する情報提供を3回実施した。

また、管理栄養士養成施設学生の公衆栄養学実習の受入れを行っている。

〔表4-5〕健康づくり調理師研修会の実施状況

	開 催 日	参加人数	内 容 等
第1回	令和7年7月2日	17人	講話「食からの健康づくり」 講師：保健所栄養士
第2回	令和7年7月8日	12人	講話・調理デモンストレーション・試食 「簡単　ベジスイーツ講座」 講師：オレンジキッチンクッキングスタジオ たしろ　ゆきこ　氏

〔表4-6〕栄養士研修会の実施状況

開 催 日	参加人数	内 容 等
令和7年12月3日	52人	講演「災害時の食支援～施設に応じた危機管理体制づくり～」 講師：女子栄養大学栄養学部准教授　久保　彰子　氏

※栄養管理講習会と同時開催

〔表4-7〕食からの健康づくりシンポジウムの実施状況

開 催 日	参加人数	内 容 等
令和7年 12月16日 （集合開催）	44人	【テーマ】 「減塩、どう取り組む？～食環境と食育の視点から考える～」 【基調講演】 「食環境整備から始める減塩の取組～現場で活きる減塩アプローチ～」 講師：淑徳大学看護栄養学部栄養学科講師　坂口 景子　氏 【パネルディスカッション】 「各施設における減塩の取組・食育事例発表～減塩支援のヒントを探る～」 座長：淑徳大学看護栄養学部栄養学科講師　坂口　景子　氏 パネリスト：小平市健康福祉部健康推進課保健指導担当　鈴木　栄伊子　氏 清瀬市立清瀬中学校学校栄養職員　大平　加奈子　氏 株式会社大林組技術本部技術研究所　菅　俊輝　氏 エームサービス株式会社　荒船　桃子　氏

※栄養管理講習会と同時開催

〔表4-8〕管理栄養士養成施設学生実習の受入れ状況

養成施設名	実 施 時 期	実 人 員	延べ人員	内　容　等
日本女子大学 （4年次）	令和7年 5月～7月	28人	168人	保健所の役割と公衆栄養業務について

(4)　連携機能の強化

圏域各市における保健栄養事業の円滑な推進を支援するとともに、保健所と圏域各市の連携体制を強化することで、圏域における保健栄養事業の円滑な推進を図ることを目的として、圏域栄養士業務連絡会を開催している。

〔表4-9〕圏域栄養士業務連絡会の開催状況

	開 催 日	参加人数	内 容 等
第1回	令和7年5月12日	7人	・令和7年度保健栄養事業計画 ・食を通した地域の健康づくりの取組 ・市健康増進計画における栄養・食生活に関する取組 ・災害時における栄養・食生活支援
第2回	令和8年3月2日	7人	

(5)　地域における食生活改善普及事業

都民が望ましい生活習慣を継続して実践することで、生活習慣病の発症・重症化を予防し、負担感なく生活習慣に取り組める食環境づくりを推進している。

ア　栄養・食生活ネットワーク会議

栄養・食生活ネットワーク会議は、北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プランの目標である「生涯にわたる食を通した健康づくりの充実」を地域全体で推進することを目的として開催している。委員構成は、管内5市関係部署、関係団体及び学識経験者である。

〔表4-10〕栄養・食生活ネットワーク会議の開催状況

開 催 日	参加人数	内 容 等
令和7年9月18日	20人	・「食を通した地域の健康づくり」取組の方向性 ・令和7年度の取組状況 ・からだ気くばりメニュー店の普及　　等
令和8年2月17日	20人	・「食を通した地域の健康づくり」取組の方向性 ・令和7年度の取組状況 ・令和8年度の取組内容 ・からだ気くばりメニュー店の普及　　等

イ　からだ気くばりメニュー店の整備

都民の野菜摂取量が目標量に達していない現状や、外食利用率が高い現状を踏まえ、平成26年度から普及を図ってきた「野菜メニュー店」について、令和6年10月、「からだ気くばりメニュー店」としてリニューアルした。

「野菜たっぷり」（1食当たり生の重量で、120g以上の野菜を使用したメニューがある）、「栄養バランス」（主食・主菜・副菜が揃った1食分のメニューがある）、「減塩サポート」（減塩に配慮したメニューや工夫がある）の中から、1項目以上を実施している店舗を「からだ気くばりメニュー店」として普及を図っており、令和8年3月末時点で73店舗である。

また、高齢者の低栄養予防として、「高齢者に配慮したメニュー」（十分なたんぱく質を摂取でき、箸やスプーンで切れるやわらかさなど高齢者の食べやすさに配慮した（できる）メニュー）の提供を保健所独自の取組として実施している。

〔表4-11〕からだ気くばりメニュー店店舗数

	店舗数
令和6年度総数	56
令和7年度総数	73
小平市	16
東村山市	17
清瀬市	7
東久留米市	11
西東京市	22

(6)　栄養表示等普及促進事業

食品表示法及び健康増進法に基づく食品表示基準、特別用途食品許可制度及び誇大表示の禁止に係る表示の適正化・普及を図ることを目的に、販売施設から特別用途食品・栄養表示食品等を収去し、表示内容検査を実施した。

また、健康保持増進効果等について広告等がされた食品に適正な表示が行われるよう、管内製造・販売業者等に対し、立入検査及び指導・相談業務を食品衛生担当と連携して実施した。

さらに、管内の食品製造施設等において食品表示基準に基づく表示等に従事している者を対象に、適正な表示の普及を図ることを目的とした講習会を開催した。

〔表4-12〕栄養表示等普及促進事業の実施状況

項　目	実施回数	内　容　等
収去検査	2	第1回：令和7年7月28日 特定保健用食品1検体、機能性表示食品1検体、栄養表示食品（強調表示）3検体 第2回：令和8年1月20日 栄養機能食品1検体、機能性表示食品1検体、栄養表示食品（強調表示）3検体
立入検査	4	夏期一斉：5店舗、年末一斉：5店舗
指導・相談	30	食品表示基準に基づく栄養成分表示の方法等について
食品表示講習会	1	令和8年2月27日 ［内容］栄養成分表示、品質事項、衛生事項について ［受講者数］　30人

(7)　国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、２地区44世帯89名を対象に実施した。

(8)　食を通した地域の健康づくり

地域住民が望ましい食習慣を身に付け、実践できるよう、管内5市関係部署、給食施設及び保健所等が連携し、北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プランの重点目標である「生涯にわたる食を通した健康づくりの充実」を推進するため、ライフステージに応じた啓発を地域で共同して実施している。

ア　食育月間

取組目標「栄養バランスのとれた食事の推進」を踏まえた実施テーマ等を設け、6月に圏域において共同、連携した取組を実施した。

実施テーマ　「栄養バランスを考える　～野菜と減塩～」

重点テーマ　「適切な食塩摂取を！」

イ　普及強化月間

食生活改善普及運動の取組と連動し、「野菜をおいしく、バランスよく食べよう」をテーマに、9月に実施した。

ウ　栄養士研修

(3)　人材育成【表4-6】参照

エ　食からの健康づくりシンポジウム

(3)　人材育成【表4-7】参照

オ　連携通信の発行

食を通した地域の健康づくりの取組の充実を目的として、圏域全体の取組をまとめた「「食を通した地域の健康づくり」連携通信（第34号)」を発行し、共有した。